

「インドネシア：一次産品輸出時の輸出信用状(L/C)使用義務化を中止」

三菱東京UFJ銀行
国際企画部CIBグループ

インドネシア政府は、6月24日付の商業相令で「一次産品(パーム油、鉱物、ゴム、カカオ、コーヒー)輸出時の輸出信用状(L/C)使用の義務化を中止」することを発表しました。

1. 今回の発表

インドネシア政府は、6月24日付の商業相令(27/M-DAG/PER/6/2010)を出し、7月1日から実施予定だった「一次産品(パーム油)、鉱物(スズを含む)、ゴム、カカオ、コーヒー)輸出時の輸出信用状(L/C)使用の義務化」を中止することを発表した。

これに伴い、L/C使用義務の他、同商業相令で定められていた輸出代金の国内外為銀行での受け取りや、輸出報告義務等も不要となった。但し、他の法令で定められている報告はなくなる。

本件は、7月1日の実施予定日が迫る中、当該一次産品の取り扱いのある日系企業が、実施されるのかについて注目していたもの。

2. これまでの経緯

本件は、当初2009年1月5日付で、上記一次産品輸出時のL/C使用を3月5日から義務付けるとしていたもの。規制導入の背景には、1. 輸出代金のインドネシア国内への還流、2. 最近の国際的な一次産品価格低下等の影響で、輸入者からの代金回収が困難になるリスクから、インドネシア国内の輸出者を保護すること、があるとみられていた。

その後、当初実施予定日の3月5日商業省はプレスリリースを出し、実施日の4月1日への延期を発表。さらに、商業相令(10/M-DAG/PER/3/2009)で詳細を発表した。4月1日からのL/C使用対象の品目を鉱業品、スズ、パーム油の3品目とし、残りのゴム、カカオ、コーヒーについては、9月1日から実施するとしていた。

さらに、8月31日付の商業相令で、対象となる全品目(パーム油、鉱物[スズを含む]、ゴム、カカオ、コーヒー)について、L/C使用の実施を11月1日まで延期することを発表していた。既に輸出信用状以外の決済方法で契約している会社が多数存在することや、報告制度がうまく機能していないことが理由とみられていた。

2009年10月30日の発表で、再度の実施延長となり、実施は2010年7月1日となっていたもの。

今回、当初の目的であった外貨準備高の積み上げが、他の施策で達成されたため、本令の中止を決めた。

3. 今回の商業相令（仮訳）

今回の商業相令の主要部分の訳（仮訳）は以下の通り。

「一時製品の輸出でのL/C使用義務に関する商業相令 2009 年第 10 号と、その改正商業相令 2009 年第 57 号の取消しに関する」インドネシア共和国 商業相令 2010 年 27 号

全能の神の元、インドネシア共和国商業相は、

- a 外貨準備高の増加にも見られる通り、輸出政策は正しく機能している。
- b 2010 年 6 月 17 日に、経済担当調整大臣により開催された調整会議でも、一次産品輸出でのL/C使用義務に関する法令の実施は不要であると評価された。
- c 上記 a と b に鑑み、商業相令を定める。

第 1 条

一時製品の輸出でのL/C使用義務に関する商業相令 2009 年第 10 号と、その改正商業相令 2009 年第 57 号は取消しとなり、失効する。

第 2 条

本令は即日発効する。

ジャカルタ 2010 年 6 月 24 日
インドネシア共和国 商業大臣
マリ・エリカ・パンゲストゥ

（以上は必要な部分だけの仮訳です。詳細については原文
<http://www.depdag.go.id/index.php?option=regulasi&task=detil&id=1193&file=htm>
をご参照願います）。

《参考レポート》

「AREA Report 192 インドネシア：一次産品輸出時の輸出信用状使用を義務化」2009 年 1 月 21 日

「AREA Report 195 インドネシア：一次産品輸出時の輸出信用状使用義務化につき内容を変更」2009 年 3 月 10 日

「AREA Report 196 インドネシア：一次産品輸出時の輸出信用状(L/C)使用義務化の商業相令」2009 年 4 月 3 日

「AREA Report 206 インドネシア：一次産品輸出時の輸出信用状(L/C)使用義務化を 11 月 1 日に延期」

2009 年 9 月 7 日

「No. 208 インドネシア：一次産品輸出時の輸出信用状(L/C)使用義務化を 2010 年 7 月 1 日に延期」2009 年 11 月 5 日

本レポートに関するお問い合わせ先
国際企画部C I Bグループ 北村広明
E-mail:hiroaki_2_kitamura@mufg.jp
TEL: (東京)03-3240-7864

- ・ 本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・ 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・ 本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・ 本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・ 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。
- ・ 実際の適用につきましては別途インドネシア当局にご確認を頂きますようお願いいたします。